

2018（平成30）年度

# 産業カウンセラー養成通信講座

## 募集案内



### 「傾聴」の態度・技法を修得する

カウンセリングにはいろいろな方法がありますが、「傾聴」がすべてのカウンセリングの基本と言えます。キャリア・カウンセリング、コーチングなどの隣接した分野においても、基本は「傾聴」にあります。「傾聴」の一番の特徴は、「受容」と「共感」です。「聴き手」は、「話し手」の言うことを評価したり批判したりせず受け入れ、「話し手」の気持ちをあたかも自分の気持ちのよう感じて話を聴いていきます。このように話を聴くと、「話し手」は安心して何でも語れるようになり、最後には問題解決へつながっていくのです。

当講座では、6人の小グループに1人の指導者がついて、カウンセラー役（聴き手）、クライアント役（話し手）、客観的な立場のオブザーバー（観察者）を体験します。この体験学習を通じて、「傾聴」の態度と技法を修得します。



一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 東北支部

# 募集要項

## 募集にあたって

この講座は、人間の尊厳を大切にして豊かな人間性を養いながら、カウンセラーの実技訓練に重点を置くという特色を持っています。

多くの受講者は、12ヶ月間の学びの中で、自己理解を深めながら、より深い他者理解に到り、修了時には自分の中に大きな変化が生まれていることに気付かされます。

私たちは、温かい受容的な雰囲気を持ち、個々の人間的成長を促し、ひいては豊かな社会の発展に貢献できる『産業カウンセラー』の養成を目指しています。

## 講座概要

◆◆◆ 全 15 日 間 ◆◆◆

◆◆◆ 開 催 教 室 ◆◆◆

教室名	開催曜日	定員	会 場
仙 台	土・日	30	宮城県建設産業会館 (仙台市青葉区支倉町2番48号)
盛 岡	土・日	12	アイーナ (盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号)

◆◆◆ 受 講 料 ◆◆◆

総額：226,800円(教材費、税込)

内訳：入講料 34,020円、受講料 192,780円

◆◆◆ 学 習 と 修 了 条 件 ◆◆◆

### 1. 理論科目

テキストを読み19科目の添削問題(それぞれ7問程度)を解いて指定の期日までに提出(8回)します。  
(正答6割未満の場合は再提出)

### 2. 演習科目

面接実習104時間中92時間以上出席し、課題レポート3課題を指定の期日までに提出します。

### 3. やむを得ず欠席した場合は別途設ける補講受講により出席に代えることが可能です。

受講可能な補講時間は24時間(4日間)で有料(1日6時間税込10,800円)です。  
補講についての詳細は、講座期間中にお知らせします。

◆◆◆ 講 座 期 間 ◆◆◆

2018年11月1日(木)～2019年10月31日(木)

## 応募条件

- ◇ 産業カウンセラーを目指す方で全日程に出席できる方
- ◇ 年齢が受講開始時点で満20歳以上であること

## 申込期間

2018年8月9日(木)～定員に達するまで(先着順)

## 申込要領

### ◆◆◆ お申込み ◆◆◆

※受講約款・個人情報のお取扱いについて」をよくお読みいただき、同意のうえお申込みください。

1. Web 又は 郵送（申込書） によりお申込み下さい。  
分割払い（学費ローン）を利用される場合の受講申込はWeb限定となります。ご注意ください。
2. 志望動機を必ずご記入下さい。  
お申込みがWebの方は『備考欄』へ、郵送の方は『申込書（裏面）』にご記入下さい。  
FAX及びE-mailによる申込は受付けておりません。

### ◆◆◆ お申込み先 ◆◆◆

〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目6番15-503号  
一般社団法人日本産業カウンセラー協会東北支部養成講座部宛

### ◆◆◆ 受講料のお支払い ◆◆◆

1. 一括振込（指定の銀行口座）又は分割払いとなります。
2. 一括振込の方  
【振込先】銀行名：七十七銀行、支店名：仙台東口支店、種別：普通、口座番号：5191700  
口座名：一般社団法人日本産業カウンセラー協会 東北支部
3. 分割払いをご希望の方  
株式会社セディナ（三井住友フィナンシャルグループ）提携学費ローンをご利用ください。  
学費ローンご利用の場合は、受講申込み・学費ローン申込みともにインターネットからのお申込みとなります。

### ◆◆◆ 受講の確定 ◆◆◆

1. お申込みと、受講料のお支払いの両方が確認できた順に、受講を確定します。
2. 受講が確定された方には、順次に『受講決定通知』を送付いたします。

## お申込みにあたっての留意事項

- ◇ 本講座は、産業カウンセリングについてはじめて学ぶ方を対象としています。
- ◇ 講座は長期間にわたり、スクーリングもあります。障害を有する方、通院・加療中など健康に不安のある方は、必ず事前に東北支部にご相談ください。心の疾病で治療中等の場合は、必ず協会と主治医に相談し書面による主治医の許可（診断書等）および講座受講に関する同意書をご提出いただきます。
- ◇ 郵送の場合はお電話で空き状況をご確認のうえお申込みされることをお勧めします。
- ◇ ウェブと郵送両方など重複してお申込みをされた場合には無効といたします。
- ◇ キャンセルされる場合の受講料返金等のお取扱いは「受講約款」をご覧ください。
- ◇ 定員に満たない場合は開催されないことがあります。
- ◇ 定員を上回りお申込みをお受けできなかった場合および開催中止の場合には、お支払いいただいた受講料全額を返金いたします。
- ◇ 受講確定後に教室・コースの変更はできません。
- ◇ 面接実習日程の一部を他の会場にふりかえることはできません。

## 一般教育訓練給付制度

- ◇ 当講座は教育訓練給付制度一般教育訓練指定講座です。
- ◇ ご自身の受給資格の有無等につきましては、ハローワークにお問い合わせください。
- ◇ 教育訓練給付金の支給対象となる厚生労働大臣指定一般教育訓練明示書（お問合せ下さい。）

## 養成通信講座（面接実習）日程表

回	仙台教室		盛岡教室		時間（共通）		備考
1	11月 3日	土	11月 3日	土	09:30-10:00	-	開講式
					10:00-18:00	7.0	
2	11月 4日	日	11月 4日	日	09:30-17:30	7.0	
3	12月 8日	土	12月22日	土	10:00-18:00	7.0	
4	12月 9日	日	12月23日	日	09:30-17:30	7.0	
5	2月 2日	土	1月26日	土	10:00-18:00	7.0	
6	2月 3日	日	1月27日	日	09:30-17:30	7.0	
7	3月16日	土	3月 9日	土	10:00-18:00	7.0	
8	3月17日	日	3月10日	日	09:30-17:30	7.0	
9	5月11日	土	5月11日	土	10:00-18:00	7.0	
10	5月12日	日	5月12日	日	09:30-17:30	7.0	
11	7月 6日	土	7月 6日	土	10:00-18:00	7.0	
12	7月 7日	日	7月 7日	日	09:30-17:30	7.0	
13	8月31日	土	8月31日	土	10:00-18:00	7.0	
14	9月 1日	日	9月 1日	日	09:30-17:30	7.0	
15	10月 6日	日	10月 5日	土	09:30-16:30	6.0	閉校式
					16:30-17:00		

※ 昼休み：1時間

※ 開講式・オリエンテーション及び閉講式・修了式は、講座時間数には含まれません。

※ 3回目～8回目及び15回目は、仙台教室と盛岡教室の開催日程が異なります。

### お問合せ先



〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目6-15-503

一般社団法人日本産業カウンセラー協会東北支部

☎ 022-715-8114 ・ FAX 022-715-8115

E-Mail [info\\_jaicotohoku@aioros.ocn.ne.jp](mailto:info_jaicotohoku@aioros.ocn.ne.jp)

URL <http://www.counselor-tohoku.jp/>





## 産業カウンセラー養成講座受講約款

2007年12月11日作成 2014年5月29日改定  
2015年11月18日改定 2016年11月27日改定

本約款は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会（以下「甲」という）が実施する産業カウンセラー養成講座（以下「講座」という）に適用される条件を定めたものです。講座を受講しようとする者（以下「乙」という）は、本約款に同意したうえで受講の申込みを行ったものとみなします。

### 第 1 条 受講契約の成立

受講契約は、乙が甲に講座受講申込書を提出し、講座受講料を支払った後または乙と信販会社との間の学費ローン契約の成立を甲が確認した後、甲が乙の受講を承諾した旨の書面を発送した日に成立するものとします。

### 第 2 条 講座の実施

甲は、受講案内書記載の日時に講座を実施します。ただし、自然災害などやむを得ない事情がある場合には、日時等を変更または代替措置を講ずることとします。

### 第 3 条 受講の条件

1. 乙の年齢が受講開始時点で満20歳以上であること。
2. 乙がメンタルヘルス不調で治療中等の場合には、次の条件を満たすことが必要です。メンタルヘルス不調の定義は、ICD10 または DSM-5 記載の診断名によります。
  - ① 受講申込み前に必ず協会に相談し、主治医の書面による許可（診断書等）および講座受講に関する同意書を提出すること。
  - ② 乙が就業している場合には、メンタルヘルス不調による欠勤または休職中ではないこと、復帰後は業務上の措置が解除されていること。または就業していない場合においては、主治医が就業可能な状態であると判断していること。

### 第 4 条 受講契約の解除

1. 受講契約の解除は、書面により行うものとします。
2. 開講前に受講契約を解除する場合には、以下の基準を適用します。
  - ① 開講日前4週間の応当日（応当日が土曜、日曜、国民の祝日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日）までの申し出については、乙の支払った受講料より事務取扱手数料（振込み手数料を含む）として2,000円を控除した金額を返還します。
  - ② 開講日前4週間の応当日を経過し開講日前日（開講日前日が土曜、日曜、国民の祝日にあたる場合はその前日までの甲の事務取扱日）までの申し出については、乙の支払った受講料より講座開講の経費（受講料の15%相当分）を控除し、併せて事務取扱手数料（振込み手数料を含む）2,000円を差し引いた金額を返還します。
3. 開講日以降は、以下の場合を除き乙から受講契約の解除はできません。この場合の返金等の取り扱いは、所定の基準によるものとします。
  - ① 乙が受講教室の変更が不可能な地域へ転勤する場合。
  - ② 乙が事故または重大な心身の疾病によりそれ以降の受講が不可能になり、かつ医師の診断書が提出された場合。ただし、乙が、第3条第2項の条件を満たして受講を開始した場合でメンタルヘルス不調により受講が不可能になったとき、または、第3条第2項に定める状態にあったにも関わらず同項に定める条件を満たさずに受講を開始し、かつメンタルヘルス不調により受講が不可能になったときには、本項は適用されません。
  - ③ 乙が死亡した場合。
4. 甲は、次の各号の1に該当するときは、受講契約を解除することができます。この場合、講座受講料は返金しません。
  - ① 乙が犯罪行為、反社会的行為または著しく公序良俗に反する行為をしたとき。
  - ② 乙が受講中に講師、実技指導者等の指示に従わず、または講座の進行に支障を及ぼすなど、乙の受講が適切でないと甲が判断したとき。

### 第 5 条 修了認定

乙が、所定受講時間数および課題学習等を修了したとき、または甲の指定する補講等を受講し修了要件を満たしたときには、受講を修了したものとします。なお、補講受講に必要な費用は乙の負担とします。

### 第 6 条 著作権

1. 講座に関する著作権は、甲または使用するテキストや資料等の作成者に帰属します。配布するテキスト、ビデオテープ、その他一切の教材の複写複製または他での使用はできません。

2. 乙は、講座内容を録画・録音することはできません。録画録音に関して特別に講師の許可があった場合でも、それを複写複製または他で使用することはできません。
3. 乙は、講座の具体的な内容をインターネットや出版物等を通じ公表することはできません。

#### 第 7 条 受講に関する支援

1. 講座は、原則として日本語で行い、他の言語による通訳等のサポートはいたしません。
2. 受講にあたり補助・介護など特別な支援を必要とする場合には、甲の事前の承諾を得るものとし、それに関わる費用、手配は乙の負担とします。

#### 第 8 条 免責事項

甲の責めに帰さない事故ならびに講座を実施する施設内において生じた盗難および紛失などについては、甲は責任を負いません。

#### 第 9 条 情報保護

1. 甲は、本講座に関連して収集した情報については、個人情報保護法を遵守し、適切に取り扱います。特に、第3条2項および第4条3項②号にかかわる書面については厳格に取り扱います。
2. 乙は、本講座に関連して知りえた個人情報等を第三者に開示できません。

#### 第 10 条 通知

乙は、住所、氏名を変更したときは、遅滞なくその旨を書面により甲に連絡しなければなりません。変更の通知がない場合には、甲は乙に送付すべき郵便物は受講申込書に記載された乙の住所宛に発送すれば足り、その郵便物は通常到達すべき時に到達したものとみなします。乙に発送された郵便物が乙の不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に乙に到達したものとみなします。

#### 第 11 条 責任の制限

講座に関連する乙の請求に対する甲の累積的責任は、講座受講料を上限とします。

#### 第 12 条 管轄裁判所

本契約に関して問題が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

## 個人情報のお取り扱いについて

2009年11月20日作成 2016年11月27日改定  
2017年6月13日改定

産業カウンセラー養成講座応募時にご記入、ご提供いただきます個人情報は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会「個人情報保護規程」ならびに「個人情報保護規程に関する運用手続き要領」に基づき厳正な管理をいたします。

### 1. 個人情報とは

個人情報とは、氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、勤務先名等によって個人を識別できる情報のことをいいます。

### 2. 個人情報の利用目的

申込書にご記入いただく個人情報は、養成講座に関わる事務管理、個人を特定できないデータに加工した調査研究資料の範囲で利用させていただきます。

ご提供いただく個人情報は任意ですが、ご提供いただけなかった場合、講座受講に際して不具合が生じる場合があります。

### 3. 個人情報の第三者への提供及び外部への委託

ご提供いただいた個人情報は、上記の目的での利用または法律で定められている場合および当協会と業務委託契約を締結した委託先、公共機関を除いて、ご本人の同意を得ず第三者へ開示・提供または外部へ委託することはありません。

### 4. 機微（センシティブ）情報の取扱い

機微（センシティブ）情報については、受講約款第3条2項および第4条3項②号に定められているもの以外は取得しません。取得した機微（センシティブ）情報は、所管部署内で厳格に管理し、法律で定められている場合を除き目的外使用はしません。

### 5. 個人情報の開示・訂正・削除

ご提供いただいた個人情報について、開示、内容の訂正、追加または削除を請求することができます。個人情報の開示・訂正・削除を請求される場合は、養成講座申込み先の当協会支部にご連絡をお願いいたします。なお、本請求にあたり、ご本人であることを確認させていただきます。